

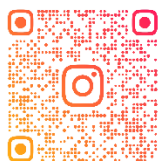
第5次 守山区

地域福祉活動計画

令和6年度 ▶▶▶▶▶ 令和10年度
2024 2028



誰もが安心して暮らせる「福祉のまち守山」をめざして！



守山区社会福祉協議会 公式 Instagram



守山区地域福祉活動計画 公式 Instagram

はじめに

前計画の「第4次守山区地域福祉活動計画（令和元年度から令和5年度）」は、その期間の多くにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてきました。緊急事態宣言の発令などにより、計画推進に不可欠なプロジェクト会議の開催ができなかった期間があり、また、人が集まるような企画が難しく、思い描くような取り組みを進めることができなかつた面もあります。

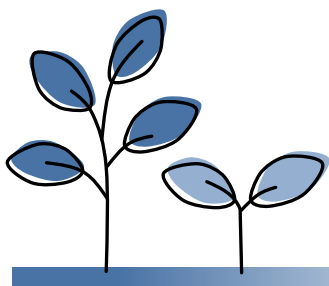
そうした中であつても、活動計画推進委員の皆さまのご尽力により、MORRYAMAライ麦プロジェクトをはじめ、コロナ禍でも取り組むことができるさまざまな企画を展開してまいりました。

第5次守山区地域福祉活動計画は、第4次計画の取り組みやそこで得た経験を活かしつつ、十分に取り組むことができなかつたことを改めて進めるために、第4次計画の基本計画を引き継ぐこととしました。

策定にあつては、コロナ禍が地域福祉活動へもたらした課題、重層的支援体制整備事業の展開、福祉以外の分野との連携といった社会状況を踏まえ、新しい視点として近隣市との連携を視野に入れながら、策定作業委員の皆さまが“楽しく”参画できることを念頭に置いて策定作業を進めてきました。第5次守山区地域福祉活動計画の策定に参画いただいた皆さまには、ご多用の中、議論を重ねていただきました。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

また、策定作業にあたり、策定作業委員会委員長の金城学院大学の岩垣穂大先生には、多くの貴重なアドバイスをいただくとともに、金城学院大学との連携強化にご尽力いただきましたことに重ねてお礼申し上げます。

策定作業委員の皆さまには、引き続き推進委員として参画いただき、これから5年間、誰もが安心して暮らせる“福祉のまち守山”をめざして、皆で、楽しみながら取り組んでいきたいと思つます。



令和6年4月

社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会

会長 加藤 章 一

1 地域福祉活動計画とは

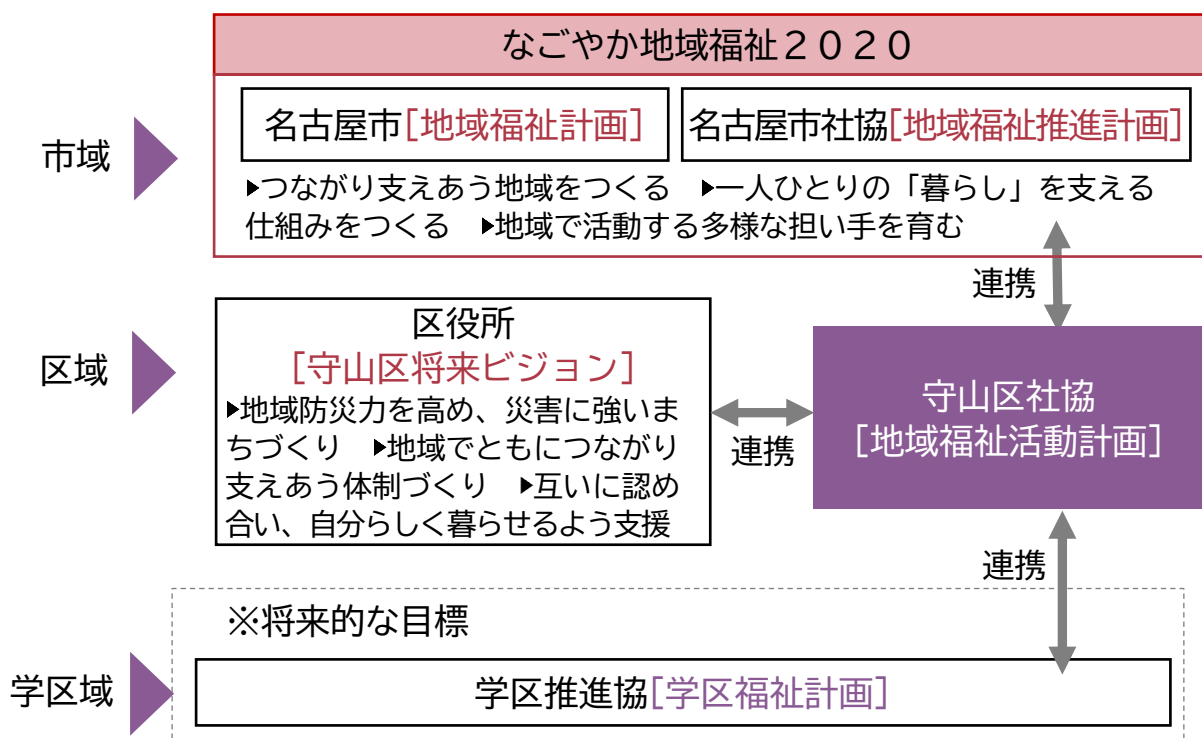
「地域福祉活動計画^{(*)1}」は、社会福祉協議会（以下、「社協」と表記）が、地域住民や地域で活動する団体・専門職などに参画を呼びかけて、この地域をどのような「福祉のまち」にしたいかを共に考え、目標や方向性を計画し、それに基づき共に行動していくために策定する民間の活動・行動計画です。

同様の計画として、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が行政計画として策定する「地域福祉計画^{(*)2}」があります。名古屋市では、「なごやか地域福祉2020（令和2～6年度）^{(*)3}」を策定しており、第3期名古屋市地域福祉計画と第6次名古屋市社協地域福祉推進計画^{(*)4}を一体的に策定したもので、名古屋市における地域福祉の推進に向けた取り組みの方向性を示しています。

すなわち、法律に基づいて、行政が地域福祉を進めるにあたっての市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、法律に定められたものではありませんが、地域住民、地域団体や社協が協働し、より区域の実情に応じた仕組みをつくる計画が「地域福祉活動計画」です。地域福祉活動計画は、区役所が策定する「守山区将来ビジョン^{(*)5}」と連携した取り組みを進めています。

なお、同じ守山区内でも地域ごとに状況は異なりますので、将来的な目標としては、地域福祉推進協議会^{(*)6}（以下、「推進協」と表記）を中心に、さらに学区ごとの実情に応じた計画の策定が必要であると考えています。

※ 文中で^{(*)●}と表記してあるものは、巻末で用語解説しています。



「正しさ」を超えた“おもしろい”、“楽しい”、“ワクワク”を！

第5次守山区地域福祉活動計画策定作業委員会 委員長
金城学院大学 人間科学部 コミュニティ福祉学科 岩垣 穂大



地域福祉に関わる様々な「計画」がある中で、その内容が地域の方々に十分に理解され、多くの人を巻き込んで活動が展開されているケースはそう多くはありません。今回策定された第5次守山区地域福祉活動計画は、コロナ禍の影響で一部取り組むことのできなかった第4次の基本計画を引き継いで作成されています。そのため、既に実施されている活動も多く含まれています。すでに「地域の中に根付いている計画」という点が、本計画の最大の魅力であり、この計画をさらに多くの人に伝え、つながりの和を広げていくことが求められています。

計画を通して多くの人に出会うためには、「感性」に働きかけることが大切だと言われています。福祉活動は「正しいけどつまらない」と言われることがよくあります。確かに正しさは重要です。そこに、うれしい、楽しい、かっこいい、かわいい、といった感性に響く要素を織り込むことで、何倍も魅力的な活動になり、多くの人に参加してくれるきっかけとなるのではないのでしょうか。

本計画策定にあたり様々なバックグラウンドの方にご参加いただき、これまでに何度もワーキンググループで対話が重ねられました。多様な視点から“ワクワク”するアイデアがたくさん出てきており、1つ1つの計画が実現される日が非常に楽しみです。ワーキンググループのメンバーが楽しみながら活動を実施することができれば、地域が元気になっていきます。地域が元気になった結果、そこに住む人の暮らしを豊かにすることができると思います。

活動を実施する際は、『完璧』を求めないことが大切だと思います。地域活動はプロが給料をもらってやっているわけではありません。仕事がない日に、家族に負担がかからない範囲の限られた時間で、楽しみながら参加する方が多いはずです。やれることを持ち寄り、楽しくやれる範囲で、まずは小さくやってみることが成功の秘訣かもしれません。また、地域活動は年齢も職業も経験も異なる人が集まる貴重な機会でもあり、他のメンバーから学び合うことも大切なのではないのでしょうか。「全国ではこんな面白い先行事例がある」、「地域には面白いスキルを持った人がいるからもっと探そう」といった学び合いの中から、興味深いテーマについて探求し、アイデアを掛け合わせていくことで、さらに活動を楽しむことができると思います。関わる人すべての人生を豊かにする活動が、この第5次守山区地域福祉活動計画から生まれていくことを期待しています。

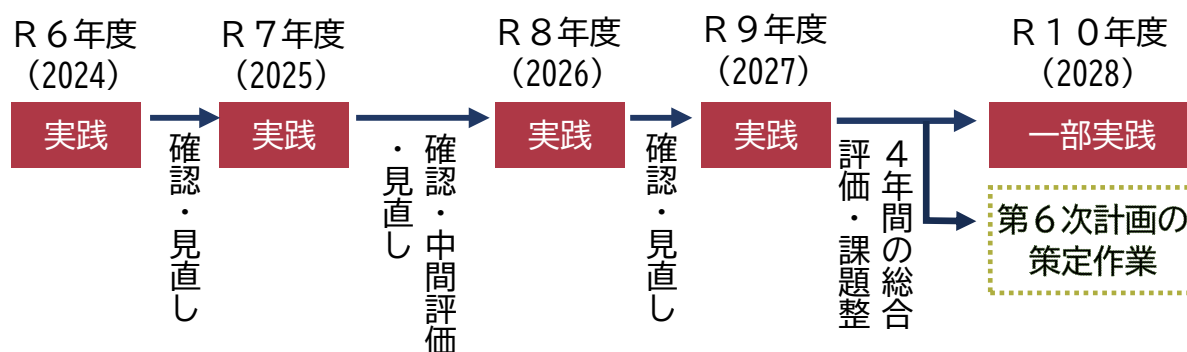
2 第5次計画の概要

1 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間

本計画は、5年間の中期計画です。令和6年度から令和9年度を主な実施期間として、年度ごとに進捗状況を確認しながら実践を進めます。なお、コロナ禍のような人々の生活変容を余儀なくされるような事態や震災・水害などの発災により新たな課題に直面した場合などには、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、令和7年度終了時点で中間評価を行い、令和10年度には、それまでの4年間の進捗状況を総合的に評価するとともに、今後の課題を整理し、その結果を基に次期第6次計画の策定作業を行います。



2 理念

誰もが安心して暮らせる

「福祉のまち守山」をめざして！

地域住民や地域に関わる様々な団体、機関などが互いに連携・協働し、地域の誰もが役割を持って、つながり・支えあいながら、誰もが安心して、自分らしく暮らせる福祉のまち守山をめざします。

この理念は、平成16年度（2004年度）からの第1次計画の策定にあたり掲げたもので、以降、平成21年度（2009年度）からの第2次計画、平成26年度（2014年度）からの第3次計画、令和元年度（2019年度）からの第4次計画においても、地域福祉^(*)の普遍的なテーマとして引き継いできました。

この理念がめざす姿は、現在、国の福祉ビジョンとして掲げられている「地域共生

社会^(*)8)」と共通しています。第5次計画においても、誰もが安心して暮らせる“福祉のまち守山”の実現に向けた取り組みを展開し、「地域共生社会」の実現をめざします。

3 策定体制

本計画の策定にあたっては、策定の全体的な進行管理を行う「策定作業委員会」を設置し、そのもとでテーマごとに策定作業を行う「ワーキンググループ」を設置して、概ね令和5年度の1年間をかけて策定作業を行いました。

委員には、第4次計画の推進委員をはじめ、学識経験者、社会福祉関係者、関係行政職員、新たに公募した区民に参画いただきました。

❖策定の経過：P.34 参照

❖策定作業委員名簿：P.37、38 参照



4 特徴

幅広い委員の参画

地域住民、ボランティア、地域役員、行政、関係機関、福祉以外の分野の団体・機関など、幅広い委員の参画を得て策定・推進しています。

柔軟な推進方法

計画の策定にあたっては、必要な方向性のみを示し、具体的な実践項目を設定していません。推進段階で、10ページ以降の各実施項目に記載した「取り組みのアイデア」を基に、具体的な取り組みを決定・実践します。

策定・推進プロセスでの協働創出

策定・推進の過程での、計画項目の枠を超えた参加委員同士の新たな協働の創出も意識しています。

守山区の特色を活かす

守山区の豊かな自然（緑地）を活かした取り組みをめざしています。また、地域住民の生活圏域に合わせて、名鉄瀬戸線域をはじめとした近隣市町との連携を意識しています。

行政計画との連携

守山区役所が策定する守山区将来ビジョンと連携しています。

入口を福祉に限定せず、区民の感性に働きかける

福祉分野に限らない幅広い視点、区民の感性に響く楽しく取り組むことができる要素を取り入れることで、多くの区民の参加を得ながら、結果的に福祉課題に対応していくことを意識しています。

5 推進体制

(1) 推進委員会（全体の進捗管理）

計画全体の進捗管理は、年3回程度開催する推進委員会で行います。推進委員には、策定作業に参画いただいた策定作業委員（ワーキンググループ委員）に、引き続き参画いただきます。

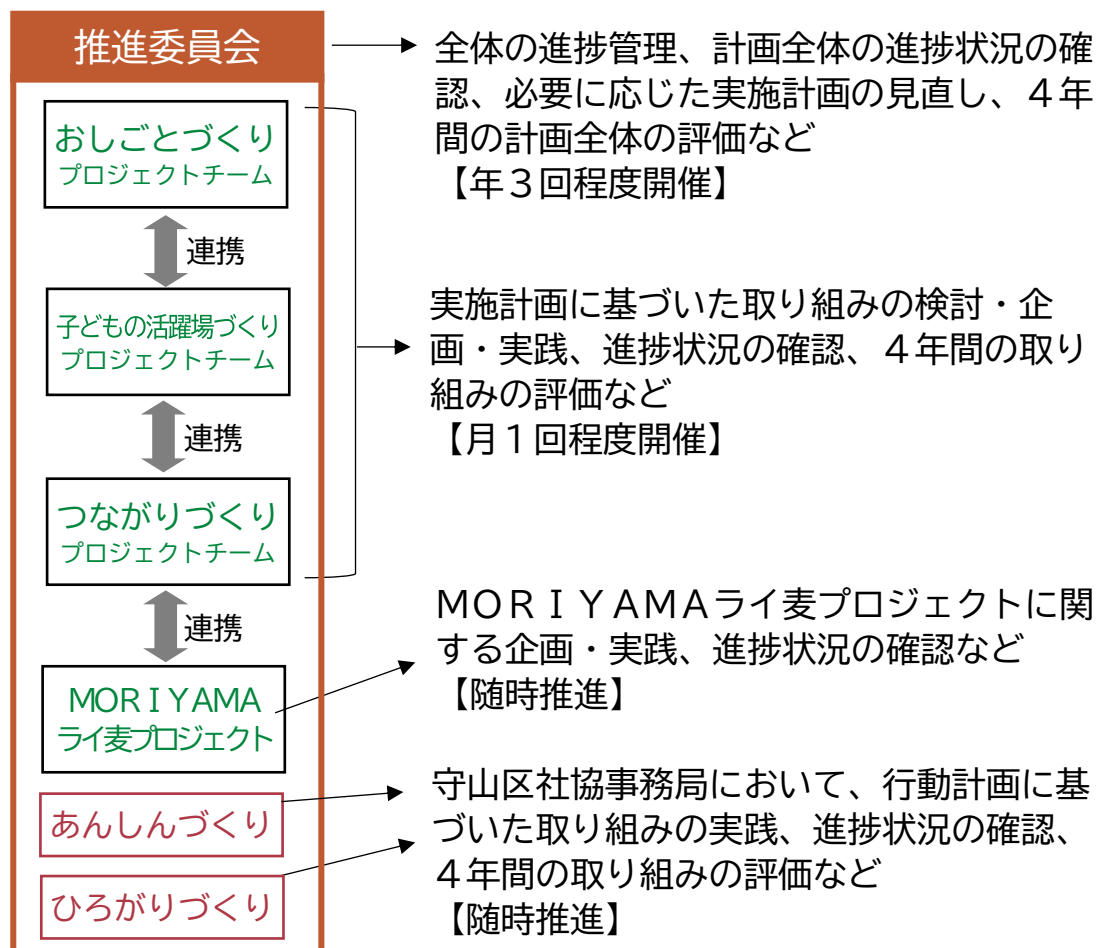
(2) プロジェクトチーム（各実施項目の実行・進捗管理）

推進委員には、テーマ別に実践を行う「プロジェクトチーム」に所属していただき、計画を推進していきます。「プロジェクトチーム」には、必要に応じて、関係する方々にオブザーバーとして参画いただくこともあります。

なお、各プロジェクトチームが取り組みを進める中で、他のプロジェクトチームとテーマが重なったり、コラボレーションの必要性があったりする場合は、合同のチーム会議を行うなど、柔軟に推進していきます。

また、第4次計画で始まった「MORIYAMAライ麦プロジェクト」については、事業の継続・拡大を図るために、障がい者支援施設などの関係機関による独立したプロジェクトとして推進していきます。

「あんしんづくり」及び「ひろがりづくり」は、社協事務局が取り組みます。



6 評価の方法

年度ごとに進捗状況を確認しながら、令和7年度終了時に中間評価、令和9年度終了時に総合評価を行います。

評価は、量的評価、質的評価の2つの視点で行います。

量的評価


数量化した目標設定がある実施項目については、令和7年度末及び令和9年度末の実績値をもとに5段階で評価します。

評価	評価基準
A	目標値を上回った（101%以上）場合
B	概ね目標値どおり（80%以上 100%以下）の場合
C	目標値の半分程度（40%以上 80%未満）の場合
D	目標値を大幅に下回った（1%以上～40%未満）場合
E	成果がない（0%）場合

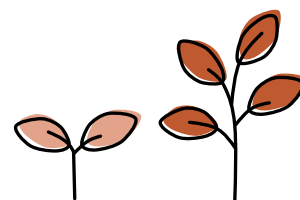
質的評価

量的評価とあわせて、数値では測ることができない成果について文章表現と5段階の達成度合いで評価します。評価にあたっては、区民の視点に立つて行うものとし、取り組みに参加した区民へのアンケートを実施するなど、可能な限り客観的なデータを取り入れます。

なお、取り組みの企画から実施までの過程において実現した、推進委員同士の新たなつながりや協働についても評価対象とします。

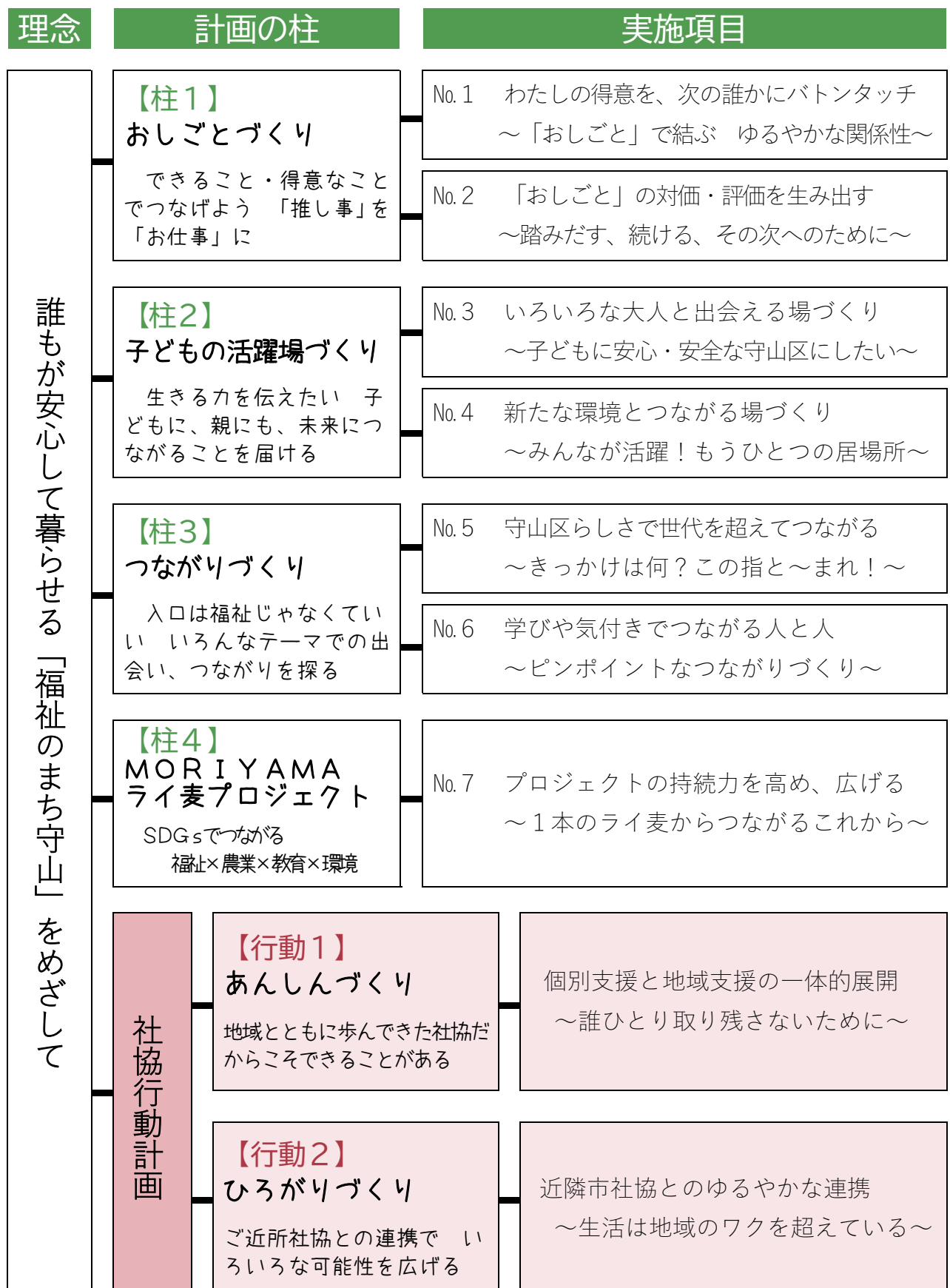
評価	評価基準
A	非常に成果があった
B	
C	
D	
E	まったく成果がなかった

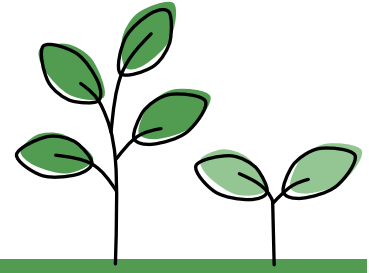
例) 取り組みを通して、どのような効果が現れているか・どのくらい課題が解決されているか・どれくらい住民参加や連携が進んでいるか・区民からの意見はどのようなものがあるか など



3 第5次計画の内容

1 体系図





目標

守山区の自然素材などを活用した取り組みを企画し、一人ひとりができること・得意なことを見つけ、やりがいを持って参加しながらバトンタッチしていく、人と人とのつながりを感じられるしくみをつくりまします。

はじめの一步を踏み出すきっかけや取り組みに継続的に参加しやすくするため、また、自分が活躍できる自信を持つことで次へのステップへつなげるため、交通費程度の対価・評価を生み出すしくみをつくりまします。

子どもたちに安心、安全な未来を届けるために、いろいろな大人から多様な価値観や生き方、知っていてほしいことを伝える場、子どもたちが気軽に話せる場をつくりまします。

子どもたちの得意なこと、好きなこと、いろいろな入口から気軽に入ることができ、みんなが自分らしく活躍できる“もうひとつの居場所”をつくりまします。

守山区の特長を活かした世代を超えてつながることができる企画を実施まします。なお、参加後もつながり続けられるよう、継続的なアプローチも工夫まします。また、本計画のプロジェクト同士のつながりづくりにも取り組みまします。

学びや気付き、世代ごとに必要なこと、地域ならではの取り組みなど、テーマを絞って、ピンポイントなつながりをつくるための企画を実施まします。なお、参加後もつながり続けられるよう、継続的なアプローチも工夫まします。

収穫量を増やして安定したストロー販売を図るなど、プロジェクトの持続力を高めるとともに、新たな展開をめざした取り組みを進めまします。

社会的な孤立を生まない、誰も排除しない地域づくりをめざし、あらゆる生活課題への応（個別支援）と、地域福祉活動の推進（地域支援）を一体的に進めまします。なお、地域支援にあたっては、コロナ禍が地域福祉活動にもたらした影響を考慮した支援を進めまします。

地域福祉活動の持続可能性の確保や地域福祉活動へ参加するきっかけの拡充の観点から、近隣市の社会福祉協議会に働きかけ、社協事業やボランティア情報などについて、無理のない範囲でのゆるやかな連携をめざまします。

2 計画の詳細

【柱1】 おしごとづくり

できること・得意なことをつなげよう 「推し事」を「お仕事」に

実施項目

No. 1 わたしの得意を、次の誰かにバトンタッチ
～「おしごと」で結ぶ ゆるやかな関係性～

目 標

守山区の自然素材などを活用した取り組みを企画し、一人ひとりができること・得意なことを見つけ、やりがいを持って参加しながらバトンタッチしていく、人と人とのつながりを感じられるしくみをつくります。

★数値目標

令和6～9年度……各年度1企画以上の取り組みを実施



背景など

ひきこもり、不登校、障がい、病気などにより社会とのつながりにくさを抱えている方や様々な生活課題を抱え地域から孤立している方などにとっては、再び社会とつながるための場（参加支援）が不可欠です。サロンなどの大勢が集まる場に行きづらい、就労支援が利用できるまでの状況にないといった方も少なくない中、個々の状態に合わせた段階的な支援（スモールステップ）や一人ひとりの興味関心などに合った参加の場の創出が求められています。また、そうした支援が、本人だけでなく親・家族の支援にもつながります。

第4次計画のしごとづくりプロジェクトで立ち上げた「MORIYAMAライ麦プロジェクト」では、「ライ麦オープンスペース」に社会参加への一步を踏み出そうとしている方が参加するなど、参加支援の場としての広がりを見せています。

第5次計画では、守山区の豊かな自然を活かしつつ、社会とのつながりが必要な方が、より一人ひとりの状況に合わせた場を選択できるよう、できることや得意なことに気づききっかけづくりや得意なことを活かせる多様な場の創出が必要だと考えます。

また、集めることが得意な方が材料を集め、工程ごとに得意な方が得意な工程に参加し、一人ひとりの得意をバトンタッチしながらひとつの製品・作品をつくるといった、参加の過程でいろいろな人と関わるができる、人と人のつながりを感じられるしくみも大切です。

取り組みのアイデア

- ・リース作り（喜んで作業してくれる）、大きな松ぼっくりで何かを作る、松ぼっくりでツリーの飾り作り、あちこちに生えているもので何かを作る、ドクダミや花のつぼみでお茶作り（体に良い物作り）、流木（拾う、磨く、作る→個性が発揮できる！）
 - ・拾った物の大きさを競う（材料集め、拾うことも“おしごと”にする）
 - ・おもちゃを作って子どもにプレゼント（その場で反応が伝わってくる）
 - ・小幡緑地の花壇で栽培（種を蒔く→お世話係）、無農薬野菜を育てる（草取りは大変だが、農業と一步踏み出すきっかけは相性が良い）、土地を貸してくれる方を探す
 - ・竹を使うといろいろな物（ミニ門松、竹炭、楽器も！）が作れる
 - ・外国の楽器を守山区の素材で作る！
 - ・音楽が得意な方、ダンスが得意な方もいる（守山のテーマ曲をつくる、元気まつりで披露する）、食べることが得意な方もいる→得意なことを募集してみても？
 - ・活躍できる場を紹介し、そこにつないでいくしくみづくり
- ※ひとつの素材でいろいろな物を作ることができる！
※いろいろな取り組みを組み合わせると、面白い企画になる！
※ゴールがあるとモチベーションにつながる
※クリスマス、ハロウィン、正月などシーズンに合わせて
※コミュニケーションが苦手な方がコツコツできる作業が必要
※集まることで顔が見える関係性ができ、あいさつができるような場にしたい
※その場所まで行けない方もいるので、慣れた場所のできる作業も意識する
※得意なことを発見できるような参加方法の工夫も必要
※時間をかけて見守っていく視点も必要

【柱1】 おしごとづくり

できること・得意なことをつなげよう 「推し事」を「お仕事」に

実施項目

No. 2 「おしごと」の対価・評価を生み出す
～踏み出す、続ける、その次へのために～

目 標

はじめの一步を踏み出すきっかけや取り組みに継続的に参加しやすくするため、また、自分が活躍できる自信を持つことで次へのステップへつなげるため、交通費程度の対価・評価を生み出すしくみをつくります。

★数値目標

令和9年度末……対価・評価を生み出すしくみを導入する



背景など

以前は、ボランティアは無償の活動であって交通費などの費用も自己負担という考え方が一般的でした。しかし近年では、ボランティアでも交通費程度の資金は必要という考え方が主流となっています。

このことは、参加支援の場においても言えることではないでしょうか。支援を受ける場所ではありますが、その場所まで行くのにも交通費が必要ですし、そこで製品を作るための作業を行うのであれば、何かしらの対価があれば、より参加しやすく、より継続しやすくなると考えられます。

第4次計画では、「ライ麦オープンスペース」に参加されている方に、ライ麦仕分け・清掃作業を仕事として依頼し、交通費程度をお渡しできるしくみ、また、ライ麦ストローの工程を障がい者支援施設に仕事として依頼するしくみをつくりました。第5次計画においても、引き続き、対価を生み出すしくみを検討していく必要があります。

もうひとつの側面として、交通費などの対価だけではなく、自分が活躍できている、社会に貢献しているという自信が持てるような評価が得られるしくみも必要です。自分が作った物が、どこかで披露され、誰かに喜ばれる喜びが、継続していくための、さらに次の段階へステップアップするための意欲につながります。

「おしごと」への対価、「おしごと」への評価、この両側面が生み出されるしくみづくりを進めていく必要があります。

取り組みのアイデア

- ・ 作った物をバザーで販売する
- ・ 作品をにこにこ福祉マルシェで販売！
- ・ 材料は守山の自然の素材を活用することで経費を抑える
- ・ 自然素材は購入する時代、自然素材で作ったものは人気がある。
- ・ 育てた野菜を調理して販売（衛生上の問題をクリアする必要あり）
- ・ 作った物を、子育てサロンやひとり暮らし高齢者の見守り時のプレゼントにする
- ・ 区役所等のイベントのツールとして使ってもらおう
- ・ 楽器は売れる！
- ・ 学区のまつりなどの場で販売ブースを展開する
- ・ 学区と様々な場面で協力しながら進めていくことも可能（吉根学区をモデルに!?)
- ・ 保育園などが求めている工作などの作業を請け負って、謝礼をいただく

※販売するとなると、雑貨店で売られている物に近いレベルが必要か

※作ることができる量によって販売の場や方法が変わってくる

※参加者が自ら販売に関わることで、自信につながる

※対価があることによって、参加者に負担感・義務感を与えないよう配慮する



【柱2】

子どもの活躍場づくり

生きる力を伝えたい 子どもに、親にも、未来につながることを届ける

実施項目

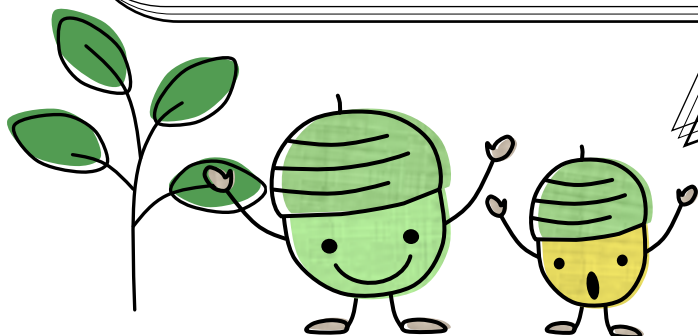
No. 3 いろいろな大人と出会える場づくり
～子どもに安心・安全な守山区にしたい～

目 標

子どもたちに安心、安全な未来を届けるために、いろいろな大人から多様な価値観や生き方、知っていてほしいことを伝える場、子どもたちが気軽に話せる場をつくります。

★数値目標

令和6～9年度……各年度1回企画以上の取り組み
を実施



背景など

今の子どもたちの情報源は、ITやSNSが中心となっています。学校でもタブレットを配付し、学校からの情報や家庭からの欠席連絡のやり取りを行ったり、不登校の子どもへの授業に活用したりすることもあります。また、小中学生にとって、スマートフォンは手放せない存在であり、一日中動画配信を見ている子どもも見受けられます。

一方で、ITやSNSは、自分がほしい情報を追うことは得意ですが、正しい情報や多様な情報を引き出すことは容易ではありません。令和6年能登半島地震では、誤った情報が拡散しました。職業としてのユーチューバーに安易にあこがれたり、知らぬうちにゲーム依存になっていたり、SNS上でのトラブルにあたり、性被害にあたりと情報の偏りによる問題も発生しています。実際のトラブルに発展せずとも、親や先生に相談できないような悩みを抱える子どもも少なくありません。

子どもたちの悩みやトラブルは、当然に親の心配ごとや悩みになります。不登校の子どもへの親の親同士や地域とのつながりが薄れることにより、さらに子どもが孤立するといった悪循環も見受けられます。

こうした状況から、子どもにとっても親にとっても、偏った情報だけではなく多様な情報や価値観に触れる場所、あわせて、相談窓口として構えたものではなく、親や先生以外の大人に話したり相談したりできる場も必要であると考えます。

なお、中高生の居場所づくりの強化を図る児童館との連携も検討します。

取り組みのアイデア

- ・多様な価値観や生き方を大人から伝える企画
 - 性被害(男子側も)、ユーチューバー、ゲーム依存、子どもが学校を休む権利(教育を受ける権利はあるが義務はない)、不登校の経験がある先輩からの話し、命の学習、避難所での注意事項、食糧支援などの様々な生活支援情報(利用するのは恥ずかしいことではない!)など
- ・楽しみながら学ぶ企画
 - サバイバルキャンプ、防災脱出ゲームなど
 - ※夏休み明けなどのタイミングも大切
 - ※子どもたちは興味がないと参加しないので、恋愛の話など子どもが入りやすいテーマから始めると良い。
 - ※興味のあることをアンケート調査しても良い。
 - ※知ったことが子どもたちの強みになると良い。
 - ※一方向の話しではなく、座談会方式も有効。
 - ※子どもだけでなく、親も話しを聞きたいのではないか。
 - ※支援者同士のつながりの構築のために支援者の参加があっても良い。
 - ※家庭でも話し合える流れをくつることも大切。
- ・親や先生以外に相談できる場づくり
 - ※まちかど保健室があるが、もっと身近な場所で。
- ・子どもの傾聴
 - ※子どもの傾聴ボランティア養成講座も視野に。

【柱2】

子どもの活躍場づくり

生きる力を伝えたい 子どもに、親にも、未来につながることを届ける

実施項目

No. 4 新たな環境とつながる場づくり

～みんなが活躍！もうひとつの居場所～

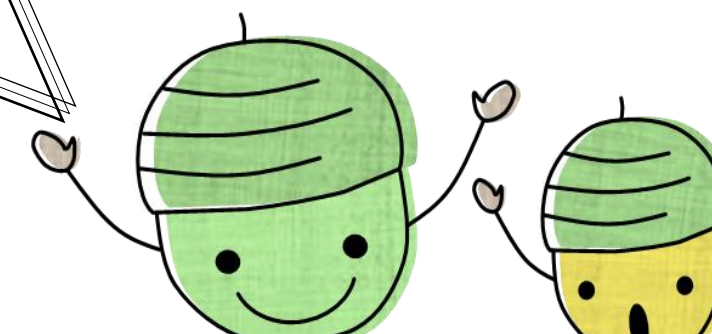
目標

子どもたちの得意なこと、好きなこと、いろいろな入口から気軽に入ることができ、みんなが自分らしく活躍できる“もうひとつの居場所”をつくります。

★数値目標

令和7年度末……………1か所以上の居場所をつくる

令和9年度末……………2か所以上の居場所をつくる



背景など

昨今、居場所がなく繁華街に集まる中高生が犯罪に巻き込まれる状況や不登校の増加が問題となっています。また、不登園の子どもの存在も見過ごせません。令和3年度版「子供・若者白書」では、どこにもほっとできる居場所がないと答える子どもが増加しているとの報告があり、安心して過ごせる場がないために孤立してしまう子どもも少なくありません。そのような中、家庭や学校以外の「第三の居場所」づくりが全国的に広がっています。

子どもたちにとって、活躍の場や生きる場は、勉強や家族、友達だけではありません。得意なこと、好きなことを通して、自己表現ができたり、他人とのつながりができたりします。例えば、ゲームが好きな子どもがいます。親は「ゲームなんて!」と言いがちですが、子どもにとっては唯一の安心できる大切な場所であることもあります。好きなことがあること自体を、周囲の大人が認めてあげることも必要です。

一方で、中高生の居場所づくりに取り組む児童館には、高校生がなかなか来てくれないという課題がありますが、高校生が自分の居場所として思い浮かばないことも要因と考えられます。

こうした状況を受け止め、多様な子どもたちがほっとできる新たな居場所を創造していくことが求められています。なお、子どもたちの居場所ができることは、孤立しがちな親への支援にもつながります。

取り組みのアイデア

○得意なことが活かせる居場所づくり

- ・避難所のつくり方（暑い日、女性、家族、障がい者のことなどを考えて）を中学生と一緒に考える、防災訓練を中学生と一緒に実施（平日昼間の発災時は中学生が頼り!）
 - ・謎解き系の企画、人権すごろくや避難所ゲームなどのゲームづくり
 - ・子どもの権利などの身近な法律を知る
 - ・カプラなどめずらしいおもちゃで遊べる企画、手づくりおもちゃをつくる企画
 - ・ハンドメイド（編み物、ヒンメリなど）
 - ・夏休みや春休みに、いろいろなプログラムを選択できるイベントを開催
- ※入口は“楽しいこと”から始める。楽しく過ごしながら自然に仲良くなるしかけ。
※「知って得する」ことも有効。日常生活に取り込めるような工夫も大切。
※参加した子どもが次の場で活躍できる、子ども同士の教え合い、学び合いも視野に。
※不登校、不登園の子どもたちのために平日の昼間の居場所づくりが必要。
※頑張らずに適当に過ごせること。そこでの楽しさが見つかれば居場所になる。
※親も一緒に楽しめる、癒される（ツボ押しやマッサージのブース）ことも。
※参加した親同士のつながりも大切。

○「手づくりえほん募集」の新たな展開

- ・障がいのある子どもなど多様な子どもが参加できる工夫（絵のみなど）。交流場面までを含めた企画。審査・賞はなしで、全部に拍手を贈る。放課後等デイサービスや学校との連携。絵本だけでなく、発明（工作）などの部門も設定。

○子どもが活躍（子どもが主役）できるイベント開催

- ※キッズスタッフは広報で募集。高校生、大学生も巻き込む。キッズスタッフの給料は企業協賛で。会場は、駐車場が多い方が良い。
- ※子どもたちが、何かひとつでも考えたり感じたりできれば大成功。

【柱3】 つながりづくり

入口は福祉じゃなくていい いろんなテーマでの出会い、つながりを探る

実施項目

No. 5 守山区らしさで世代を超えてつながる
～きっかけは何？この指と～まれ！～

目標

守山区の特長を活かした世代を超えてつながることができる企画を実施します。

なお、参加後もつながり続けられるよう、継続的なアプローチも工夫します。

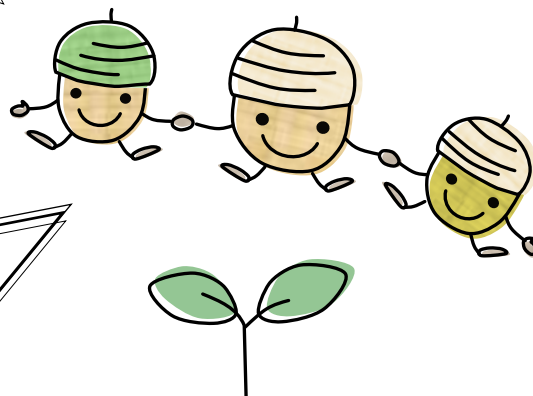
★数値目標

令和6～9年度……各年度1企画以上の取り組みを実施

また、本計画のプロジェクト同士のつながりづくりにも取り組みます。

★数値目標

令和6～9年度……4年間で2企画以上の取り組みを実施



背景など

第4次計画では、健康づくりプロジェクトにおいて、健康づくりに関する活動を高齢者だけでなく若年層を含めて推進する必要があることから、「誰でも参加できる なんでもウォークラリー」を実施し、また、孤食などの課題を受け、地域ぐるみで種や苗から食物を育て、食の大切さを学び、収穫物の地域での活用によって多世代交流を促進する必要から、「誰でも参加できる じゃがいもプロジェクト」を実施しました。

町内会加入率の低下や子ども会の解散など、地域の住民同士のつながりの希薄化が課題となる中、第5次計画においては、より多くの区民が世代を超えて集まり、つながることができるよう、守山区の自然や歴史、社会資源などの魅力を活かした、また福祉の分野に限定しない“つながるためのテーマ”を設定した企画を実施します。

なお、企画検討にあたっては、単発で終わることなく、参加された方が、その後もつながり続けられるような継続的なアプローチを工夫する必要があります。

一方で、これまで活動計画を推進してきた中で、プロジェクト間のつながりが薄いとの課題もあるため、本実施項目では、プロジェクト同士のつながりづくりにも取り組みます。

取り組みのアイデア

- 何かを育ててみんなで見守り・喜び・食べる
 - ・じゃがいもプロジェクトの継続
 - ・新たな野菜に挑戦（アレルギーに配慮）。白菜、大根や里芋なら、地域の得意な方に教えてもらって漬物にすることもできる
 - ※収穫物を売ったり、おすそ分けしたりしても良い
 - ※手軽にできて、自宅でもできるもの
 - ※畑や空き地を借りること、得意な人の活躍の場づくりも視野に
 - ※保育園への浸透（高齢者との交流を含めて）も視野に
 - ※子どもが体験することで、その親の関わりも生まれる
- 体を動かす**大会
 - ・ボッチャ、モルック、スポーツ吹き矢など（誰でも参加できるもの）
- 守山区の魅力はたくさん 守山を知る！
 - ・神社、街道、レアな遺跡めぐりウォーキング（守山区にはいくつもルートがある）
 - ・化石掘り
 - ・自然の中での遊び（地域の大人に遊びを教えよう）
 - ※年齢に関係なく参加できる、家族で参加できるもの
 - ※自ら参加できない方をどうするか
 - ※企画のお手伝いをお願いするなど役割があると参加しやすい（ウォーキングのルートの安全確保のためポイントに立ってもらうなど）、誘い方を工夫
- 祭りなど、乳児から高齢者まで、親戚の集まりのように気さくに集まり交流できる場
- その他いろいろ
 - ・ビンの栓抜きなどを知らない子も多い
 - ・守山をきれいに！ゴミ拾い（環境から入る）
 - ・若い世代が興味があることと高齢者が教えることができることのマッチング
- WG間の横のつながりを深める、WGを超えて行き来ができる企画

【柱3】 つながりづくり

入口は福祉じゃなくていい いろんなテーマでの出会い、つながりを探る

実施項目

No. 6 学びや気づきでつながる人と人
～ピンポイントなつながりづくり～

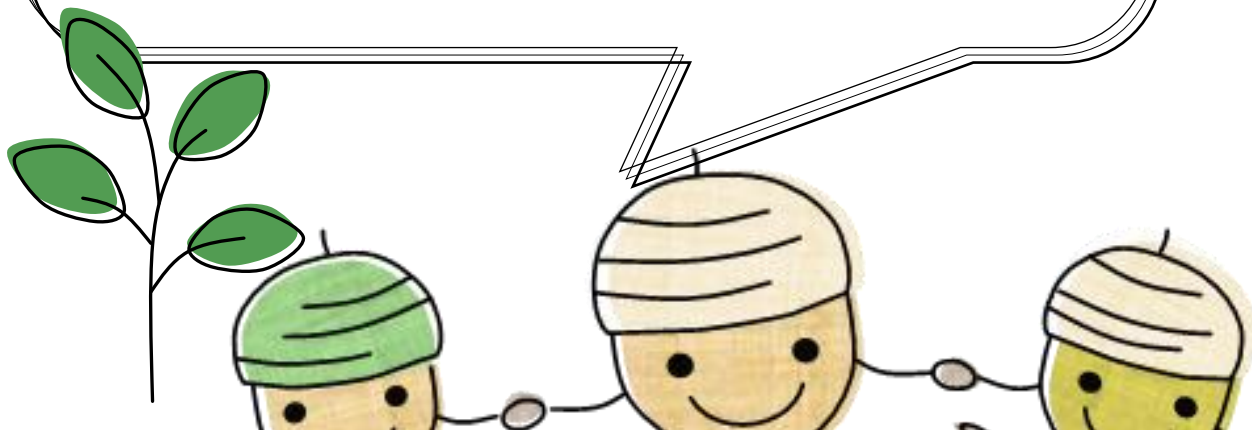
目 標

学びや気づき、世代ごとに必要なこと、地域ならではの取り組みなど、テーマを絞って、ピンポイントなつながりをつくるための企画を実施します。

なお、参加後もつながり続けられるよう、継続的なアプローチも工夫します。

★数値目標

令和6～9年度……各年度1企画以上の取り組みを実施



背景など

第4次計画では、つながりづくりプロジェクトにおいて、人生100年時代に向けて、地域課題への気付きを促したうえで、自分ができることを考え実践に移す学びの場、福祉学習を通したつながりづくりが必要であることから、第3次計画から引き続き「世界が広がるちょっといい&今さら聞けない お話し会」を企画してきました。

第5次計画においても、引き続きテーマを絞った企画を実施し、学びや気付きを通したつながりづくりを進めます。

なお、従来から男性の参加が得られにくいといった課題がありますので、男性が参加しやすい、体を動かす企画や明確な目的を持った企画が必要です。また、ボランティアグループなどは、メンバーの高齢化や担い手不足の課題を抱えています。そうしたグループと定年退職などで時間に余裕ができた方との出会いの場をつくるための取り組みも大切です。こうした、男性や定年退職者など、対象者を絞った取り組みも進めていきます。

さらには、守山区内でも地域によって抱える課題は様々ですので、地域の状況に応じた、地域密着の取り組みも視野に入れる必要があります。

取り組みのアイデア

○学びや気付きを通したつながりづくり

- ・障がい種別ごとの障がいへの理解、老々介護などをテーマにした「ちょっといいお話し会」（第3次計画から実施しているが、やり残している）
- ・「防災」をテーマにした「今さら聞けないお話し会」
- ・学校やトワイライトの中のことを知る
- ・困ったときの相談先を知る（相談体験者からの話しと情報交換）
- ・社会資源を知るツアー

○対象を絞ったつながりづくり

- ・65歳の成人式（○回目の成人式）…定年退職者がボランティア活動や地域活動につながるためのしかけ。働いている方が多いため70歳が適齢か。
※WGの枠を超えて実施できるのではないか
- ・ボランティアグループやサークルを紹介するしくみ（自分では探せない方もいる）
- ・男性が参加しやすい企画…DIY（おもちゃ作り。子どもにプレゼントすると喜ばれ、生きがいにつながる）、ボッチャなどの生涯スポーツ、清掃活動（体を動かす活動には参加が得られやすい）、勝負ごと（カジノのようなもの）

○地域密着のつながりづくり

- ・子ども会がなくなった地域での子のつながりづくり
- ・外国人が多い地域での外国人との交流（日本語が話せる子どもの参加でつながる）
- ※一人ひとりの得意なことを活かせるような視点も必要
- ※地域通貨のような、参加することでポイントが貯まる仕組みも有効
- ※会員制や多様な場所で開催するなど、参加が習慣となるような参加機会をつくり、継続性を持たせることも大切

【柱4】

MORIYAMA ライ麦プロジェクト

SDGsでつながる 福祉×農業×教育×環境

実施項目

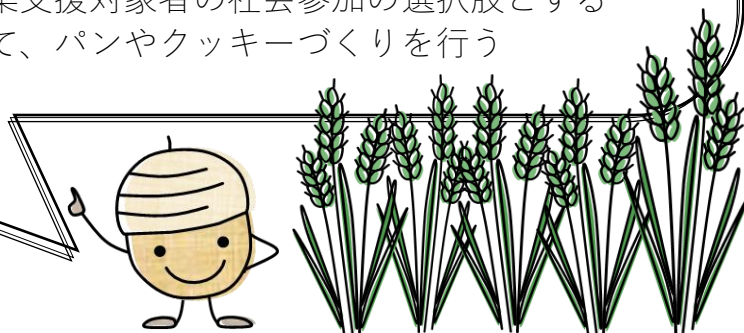
No.7 プロジェクトの持続力を高め、広げる
～1本のライ麦からつながるこれから～

目標

収穫量を増やして安定したストロー販売を図るなど、プロジェクトの持続力を高めるとともに、新たな展開をめざした取り組みを進めます。

★取り組み目標

- ・守山区と近隣市町などの栽培協力者を募り、収穫量を安定させることで、障がい者支援事業所へ依頼する仕事量を増やす
- ・ストローができるまでのストーリーをInstagramなどで発信し、ライ麦プロジェクトの魅力を高める
- ・プロジェクトを学校や児童福祉施設などの教材として活用してもらう
- ・参加者のつながりが感じられる一体感のある企画を展開する
- ・重層的支援体制整備事業支援対象者の社会参加の選択肢とする
- ・ライ麦の種の活用として、パンやクッキーづくりを行う



背景など

MORIYAMAライ麦プロジェクトは、第4次計画のしごとづくりプロジェクトの実施項目「地域の人が集える居場所づくり」「緑地資源を活用した多世代交流」から誕生した取り組みです。出発点は、第4次計画策定時の「緑地の自然を活かした物の製作や販売を通じた、高齢者の生きがいづくり、障がい者などの追加的収入源の創出、農業や教育など福祉以外の分野とのつながりから福祉に関わりのなかった人や企業など多様な参画を促すためのツールづくり」といった構想でした。

しごとづくりプロジェクトチームでは、栽培の手間が少なく寒冷地でも丈夫に育つライ麦に着目し、環境に優しいライ麦ストローの試作をスタートしました。

ライ麦を栽培している自然造形作家仲宗根知子さんにライ麦の種を譲り受け、プロジェクトチーム、小幡緑地管理事務所、ぴんころ男会、なごやかスタッフ等の協力により、令和2年11月に種を播き栽培し、翌年6月ライ麦の収穫に成功しました。

ストローの試作では、ライ麦の節切り、煮沸消毒、パッケージ作業を、地域ボランティアひまわり、なごやかスタッフOG会、はつらつ長寿推進事業サポーター、デイサービス等の協力を得て、現在は区内就労継続支援（A型・B型）と生活介護事業所の6事業所の協力により「ライ麦ストロー」と「ライ麦クラフト素材」を製品化・販売しています。また、プロジェクトのロゴ「MORIYAMA」は作業所のどか 大平めぐみさんの文字を採用しています。

ライ麦ストローは、個人向け販売の他、守山商工会、区農政課、市環境局のSDGsイベントなど企業や団体のノベルティとしても販売し、2年間で約620パック（3,200本）約13万円を売り上げ、上記協力事業所の工賃として還元しています。

令和4年5月、気軽に参加できる地域サロン「ライ麦オープンスペース」を開設し、いきいき支援センターの見守り対象の方や、放課後等デイサービスの子どもたちなど、令和5年11月時点で延べ400名以上が参加し、ライ麦の節切り等にご協力いただきました。また、仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根で就労準備の支援を受けている方々には、オープンスペース終了後の室内清掃にご協力をいただいています。

さらに令和4年11月、麦わらを使った光のモバイル ヒンメリや、ストロースターづくりのサポーター養成講座を開催。講座終了後「ハンドクラフトサポーター」として地域のサロンや小学校、各種イベントなど各地へ出張し、麦わらで作品を作る楽しさを広めていただいています。

このように、居場所づくり、多機関協働、福祉以外の分野との連携、世代を超えた交流と、1本のライ麦を通じたつながりが広がっています。

今後は、ライ麦プロジェクトが持続可能な取り組みとするため、また、さらなる多様な広がりを探るため、しごとづくりプロジェクトチームから独立したプロジェクトとして立ち上げ、引き続き地域住民や関係機関と連携した取り組みを進めます。

社協行動計画

【行動1】

あんしんづくり

地域とともに歩んできた社協だからこそできることがある

行動項目

個別支援と地域支援の両輪で進める

～誰ひとり取り残さない守山区に～

目標

社会的な孤立を生まない、誰も排除しない地域づくりをめざし、あらゆる地域生活課題への対応（個別支援）と、困りごとに気づき受け止め支えあう地域づくり（地域支援）を両輪として一体的に進めます。

★数値目標（令和9年度末時点）

個別支援……地域ライン職員^(*9)により21ケース

地域支援 ※守山区将来ビジョン連携項目

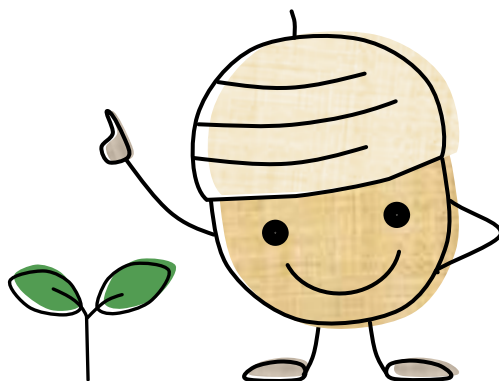
……地域支えあい事業実施学区1学区増

……年間生活支援活動件数400件

地域支援にあたっては、コロナ禍が地域福祉活動にもたらした影響を考慮した取り組みを進めます。

★数値目標（令和6年度末時点）

……3つの取り組みを実施



背景など

8050問題^(*10)、ひきこもり、ダブルケア^(*11)など、地域生活課題^(*12)は多様化・複合化しており、縦割りの仕組みでは対応に限界が生じるようになってきています。そうした状況に対して、国は、地域共生社会の実現を掲げ、その実現に向けて重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」と表記）を創設し、地域住民による気にかける関係性づくりと専門職による連携・協働を意識した包括的な支援体制の構築を進めています。

本会では、これまでも社会情勢に対応するための事業を展開（P.31参照）しており、地域生活課題が多様化・複合化する中、地域支えあい事業や高齢者サロンの整備等生活支援推進事業を展開してきました。令和4年度には、重層事業を受託し、包括的相談支援チームを配置しています。

地域共生社会は「人と人とのつながりそのものがセーフティネット」であり、「つながり、支え合いによる地域住民の気にかける関係性」と「専門職による伴走型支援」の両輪によるつながり続けるためのアプローチが大切としています。本会においては、社協が従来から取り組んできた地域福祉活動の推進を通して、地域の困りごとに気付き、受け止め、支えあう地域づくりに向けた地域支援とともに、包括的相談支援チームやコミュニティワーカーによる個別支援を両輪として一体的に展開することで、社会的な孤立を生まない、誰も排除しない、誰ひとり取り残さない地域づくりをめざします。

なお、長期にわたるコロナ禍により、ノウハウの喪失などの地域福祉活動への影響、生活意欲の低下などの地域住民への影響が見られます。一方で、コロナ禍を通して地域福祉活動の大切さを再認識するとともに、新たな工夫が生まれるなどの好影響も見られます。地域の活動は再開されつつありますが、コロナ禍の爪痕は楽観視できるものではなく、コロナ禍の影響を踏まえた地域支援等（P.30参照）を行う必要があります。

取り組みのアイデア

○個別支援・地域支援の取り組み

- ・学区担当制の強化（アウトリーチによるニーズ把握、個別ケースへの関わり、包括的相談支援チームとの連携などの強化）
- ・社協内部会議の充実
- ・職員プチ勉強会の強化
- ・地域支えあい事業の実施学区拡大（守山区将来ビジョン連携）
- ・社協事業を通じた個別支援ケースの積極的な掘り起こし
- ・「出張講座&地域座談会」の積極的な勧奨
- ・推進協行事などへの積極的な参画
- ・推進協賛成金申請書を一緒につくろう作戦

○コロナ禍の影響を考慮した取り組み（P.30参照）

- ・横活！、外活！、多連活！、地域推し活！、キフ活！、創活！、イベ活、メディ活

社協行動計画

【行動2】

ひろがりづくり

ご近所社協との連携で いろいろな可能性を広げる

行動項目

近隣市社協とのゆるやかな連携

～生活は地域のワクを超えている～

目 標

地域福祉活動の持続可能性の確保や地域福祉活動へ参加するきっかけの拡充の観点から、近隣市の社会福祉協議会に働きかけ、社協事業やボランティア情報などについて、無理のない範囲でのゆるやかな連携をめざします。

★数値目標（令和9年度末時点）

……近隣市社協と連携した取り組みを2事業



背景など

昨今の人口減少社会を背景に、行政サービス提供の持続可能性を確保するための地方公共団体の広域連携が求められています。社協においても、社会福祉法第109条第4項で「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。」と規定されています。

住民の生活域は、当然ですが、守山区にとどまっていません。勤務先が近隣市である住民もいるでしょうし、交通機関の事情から、日常の買い物などの生活域が近隣市の方が行きやすいといったことも考えられます。守山区においては、志段味地区に隣接する春日井市や瀬戸市、本地丘や森孝方面に隣接する地域名鉄瀬戸線沿線の尾張旭市、長久手市が想定されるところです。

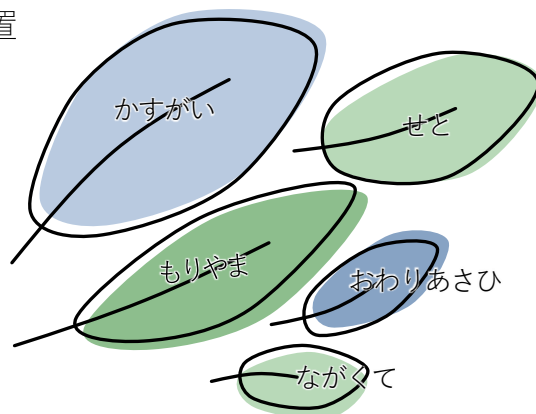
また、NPO法人では、行政圏域といった活動枠を設けていないことがほとんどであり、ボランティアグループは比較的区内に限定した活動が多い傾向にあります。メンバーについては区民に限っていないことがほとんどです。社協が実施するボランティア養成講座をはじめとした事業についても、参加対象者に“在勤者”を設定していることが多い状況が見られます。

こうしたことから、これまで社協は行政圏域に限定した活動を展開してきましたが、地域福祉活動の持続可能性の確保や地域福祉活動へ参加するきっかけの拡充の観点からは、広域連携を視野に入れる必要があると考えます。

とはいえ、近隣市の社協の事情も考慮し、無理のない範囲でのゆるやかな連携をめざします。

取り組みのアイデア

- ・ 広報紙のやり取りから始めるゆるやかな連携
- ・ 近隣市社協のイベント等のチラシコーナー設置
- ・ ホームページのリンク
- ・ Instagramのフォロー
- ・ 食料支援などの寄付物品の交換
- ・ 職員研修の合同開催
- ・ 職員募集情報の共有
- ・ 住民アンケートなどの共同調査
- ・ 協働イベントの開催
- ・ ボランティア情報の共有
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練の合同開催
- ・ 近隣市社協による参加支援（おしごとづくりプロジェクト）の活用



4 関連事項・参考資料など

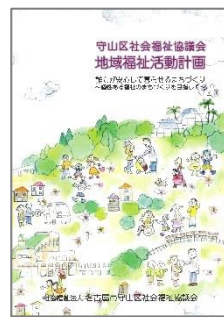
1 第1次～第4次計画の取り組み

守山区の地域福祉活動計画は、平成16年度（2004年度）から始まり、5年を1期として推進してきました。

第1次地域福祉活動計画

〔平成16年度（2004年度）～平成20年度（2008年度）〕

「住民参加」による計画策定と実践をテーマとし、1,820名もの区民をはじめとした関係者からのアンケート調査を実施しました。ボランティア活動の活性化、生きがいづくり、情報ネットワークを基本方針に、ボランティアの養成や福祉情報の周知拡大に努めました。第1次計画の取り組みにより、守山区社協のホームページが開設され、社協入口付近の情報コーナーの設置、福祉情報設置店や設置店サポーター、傾聴や外出支援などのボランティア養成講座、わいわいサロンが始まりました。



第2次地域福祉活動計画

〔平成21年度（2009年度）～平成25年度（2013年度）〕

より多くの福祉関係機関などの参画による「担い手・仕組み・場所」に区分した解決課題をテーマとし、地域交流サロン（たまり場）の推進や学区地域福祉活動計画支援の強化に努めました。第2次計画の取り組みにより、社協では職員の学区担当制を導入、サロンが31か所増加しました。また、小修繕ボランティア養成講座の実施により、生活支援ボランティアの充実を図りました。

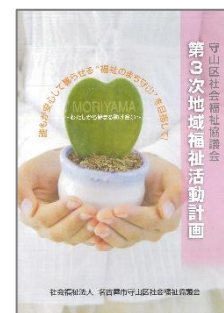


第3次地域福祉活動計画

〔平成26年度（2014年度）～平成30年度（2018年度）〕

第2次計画の実践で集約した地域課題を、あえて「高齢・児童・障がい」という対象別に取り組むことによって、より地域背景に根差した特色ある活動を展開しました。

様々な支援を必要とするも近隣関係が希薄な「(集合)団地」をテーマに、交流会などの開催を通じた活動事例集を作成し、団地間交流や支援の輪づくりの啓発にも努めました。第3次計画で取り組んだウォーキング企画やちょっといいお話し会は、第4次計画につながっています。



第4次地域福祉活動計画

[令和元年度(2019年度)～平成5年度(2023年度)]

守山区役所が策定する「守山区将来ビジョン」と連携するとともに、縦割りを脱却し横断的な「しごとづくり・健康づくり・子どもの活躍場づくり・つながりづくり」をテーマとしました。

計画期間のほとんどでコロナ禍の影響を受ましたが、コロナ禍でもできることに取り組みました。福祉以外の分野との連携を進め、「MORIYAMAライ麦プロジェクト」をはじめとした、守山区の緑地資源を活かした取り組みを展開、また、「じゃがいもプロジェクト」から「いも好き交流会」への展開や「手づくりえほん作品ぼしゅう！」から「金メダルクラフトづくり」への展開など、ひとつの企画から次の展開へつなげる取り組みを行いました。第4次計画からはInstagramによる情報発信も始まっています。



地域福祉活動計画は、第1次から20年が経過しました。その間の様々な取り組みの蓄積が、社協や地域の皆さまの地域福祉の推進力を高めるとともに、現在の取り組みの土台となっています。

また、長年にわたり、多くの地域住民、関係機関に参画いただいたことで、地域住民や関係機関と社協とのつながり、地域住民と関係機関・団体とのつながり、地域住民同士のつながり、関係機関・団体同士のつながりなど、多くの新たな出会いとつながりを生んできました。

地域福祉の推進力・つながりの創出

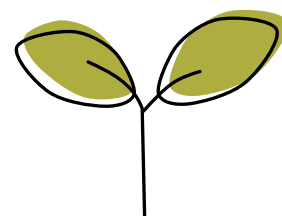
第1次計画
H16～H20
住民参加

第2次計画
H21～H25
担い手
仕組み
場所

第3次計画
H26～H30
高齢
児童
障がい

第4次計画
R1～R5
しごと
健康
子どもの活躍場
つながり

第5次計画
R6～R10
おしごと
子どもの活躍場
つながり
ライ麦P



守山区社協職員が考えるアフターコロナに必要な取り組み

きほんがだいじ<リスタート>

所内連携…^{よこかつ}横活！

もっと社協内連携を！地域ライン・重層チーム・いきいき・介護・デイ・児童館・福祉会館…市社協各部も。

貸付相談時の支援の幅を広げる（ひとりの考えではなくいろいろな専門職の意見を集める）ためのプチ会議。

職員の^{そとかつ}外活！

意欲低下、孤立、地域との関わりがアプローチ。職員が外に出てつながる、情報を取りに行く。

地域へ出向く機会の確保

多機関連携…^{たれんかつ}多連活！

他機関へつなぐ際に、「いってらっしゃい」ではなく同行する。窓口のやり取りを見ると見識が深まり、顔の見える関係ができる。

地域を^{おかつ}応援…地域推し活！

学区への関わりを強化。定期的な顔の見える座談会を開催してヒアリングを行うなど。

サロンや地域行事の再開支援。内容ややり方を再考。プラスできそうな取り組みを提案。

推進協事業を社協職員も一緒に考える。コロナで揺れている今がチャンス。

学区の地域福祉活動計画、評価づくり。

ちょうせんもだいじ<チャレンジング>

キ^{かつ}フ活！

食料支援の強化

寄附の仕組みを活かした支援

食料支援の安定・充実のために、冷蔵庫があるとよい。

役割…^{つくかつ}創活！

はつらつ利用者などの高齢者へ、地域の見守り活動などのボランティア活動を紹介

支えられている側の社会貢献・生きがいがづくり

はっしんもだいじ<プロモーション>

イ^{かつ}ベ活！

コミュニティの場の創出。対象者を絞った単発のオンラインワークショップ。

顔の見える関係づくりのために、世代に応じて集合形式に対応。

マルシェなどの場に作品展示などで役割づくり。

活動ニーズにマッチしたイベントの開催。

SNSの活用…^{かつ}メデイ活！

社協のイベントの周知ツールを増やす。

SNSをフル活用して若い世代をゲット

計画だけでなく社協事業用のインスタグラムも。社協やボラ団体を若者に知ってもらう。

3 地域福祉を取り巻く状況と守山区社協のあゆみ

守山区社協のあゆみ	地域福祉を取り巻く状況（抜粋）	
守山区社協（任意団体）設立	昭和38年	
	昭和45年	（高齢化率7.1% 高齢化社会）
	昭和48年	全社協 市町村社協活動強化要項策定 （第1次オイルショック）
ボランティア給食サービス事業開始	昭和51年	
社協だより発行開始	昭和52年	
	昭和54年	（第2次オイルショック）
地域福祉推進協議会組織化開始	昭和57年	
	昭和61年	長寿社会対策大綱閣議決定
	昭和62年	社会福祉士・介護福祉士法公布
	平成元年	ゴールドプラン策定
	平成4年	全社協 新・社協基本要項策定
社会福祉法人格取得	平成6年	エンゼルプラン、新ゴールドプラン策定 （高齢化率14%超 高齢社会）
	平成7年	（阪神・淡路大震災発生）
事務所移転（区役所から小幡駅前へ）	平成8年	
	平成10年	特定非営利活動促進法（NPO法）施行
守山区在宅サービスセンター開設 在宅介護支援センター事業開始 守山区ボランティア連絡協議会発足	平成11年	新エンゼルプラン策定 ゴールドプラン21策定
巡回型高齢者生きがい通所事業開始 守山区介護保険事業所設置（協力）	平成12年	介護保険法施行 （東海豪雨発生）
ふれあい・いきいきサロン推進開始	平成15年	全社協 市区町村社協経営指針策定 新障害者プラン策定
第1次地域福祉活動計画策定 福祉情報設置店・設置店サポーター開始	平成16年	
耐震留具取付事業開始	平成17年	
東部地域包括支援センター事業開始 はつらつ長寿推進事業開始 守山区社協ホームページ開設	平成18年	
シルバーパワー事業（現支えあい事業）開始	平成19年	（高齢化率21%超 超高齢社会の到来）
第2次地域福祉活動計画策定	平成21年	
災害ボラセン設置（台風15号志段味地区水害）	平成23年	（東日本大震災発生）
児童館・福祉会館受託 お出かけ安心バス事業開始（平成27年4月まで）	平成24年	全社協 社協・生活支援活動強化方針策定
第3次地域福祉活動計画策定 地域支えあい事業受託	平成26年	
高齢者サロンの整備等生活支援事業開始	平成27年	SDGs採択
	平成28年	ニッポン一億総活躍プラン閣議決定
	平成30年	全社協 社協・生活支援活動強化方針改定
第4次地域福祉活動計画策定	令和元年	
	令和2年	
MORIYAMAライ麦プロジェクト開始	令和3年	（新型コロナウイルス感染拡大）
食料支援開始	令和4年	
重層的支援体制整備事業受託	令和4年	
第5次地域福祉活動計画策定	令和6年	

4 第5次計画 策定の経過

策定作業委員会

ワーキンググループ

時 期		主な内容	
令和4年	12月8日	【理事会】策定作業委員会設置の承認	
	12月23日	【評議員会】策定作業委員会設置の承認	
令和5年	2月24日	策定作業委員の公募（社協だより Vol.92など）	
	6月2日	【理事会】策定体制の報告	
	6月2日	【第1回策定作業委員会】正副委員長の選任、第4次計画推進・第5次計画策定の体制や進め方の確認、第4次計画の進捗状況の共有	
	6月27日	【評議員会】策定体制の報告	
	7月18日	職員によるコロナ禍の影響検討会	
	8月2日	【第1回おしごとづくりWG】アイデア出し	
	8月7日	【第1回子どもの活躍場づくりWG】アイデア出し	
	8月22日	職員によるコロナ禍の影響を踏まえた取り組み検討会	
	9月22日	【第1回つながりづくりWG】アイデア出し	
	9月25日	【第2回子どもの活躍場づくりWG】アイデア出し	
	10月12日	【第2回おしごとづくりWG】アイデア出し	
	10月30日	【第2回つながりづくりWG】アイデア出し	
	11月17日	【第3回子どもの活躍場づくりWG】計画項目の検討	
	11月21日	職員による〔柱5〕〔柱6〕の検討会	
	11月24日	【第3回つながりづくりWG】実施項目の検討	
	12月4日	【第2回策定作業委員会】実施項目の共有・意見交換	
	12月13日	【理事会・評議員会】第5次計画策定の進捗状況の報告	
	令和6年	1月22日	【第3回おしごとづくりWG】実施項目の調整
		1月23日	【第4回子どもの活躍場づくりWG】実施項目の調整
1月31日		【第4回つながりづくりWG】実施項目の調整	
2月22日		【第3回策定作業委員会】第5次計画（案）の決定	
3月26日		【理事会・評議員会】第5次計画の承認・決定	



◀ 策定作業委員会
(R5.1 2.4)

おしごとづくりWG
(R5.1 0.2) ▶



◀ 子どもの活躍場づくりWG
(R5.8.7)

つながりづくりWG
(R6.1.3 1) ▶



◀ 社協職員による
コロナ禍の影響検討会
(R5.7.1 8)

5 第5次計画 策定作業委員会設置要綱

第5次守山区地域福祉活動計画策定作業委員会設置要綱

(目的)

第1条 守山区における地域福祉活動を計画的に推進することを目的として、第5次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に、第5次地域福祉活動計画策定作業委員会（以下「策定作業委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定作業委員会は次の各号について協議する。

- (1) 活動計画の策定に関する事項
- (2) 活動計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 策定作業委員会は、次の各号に属する策定作業委員で構成し、区社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 第4次地域福祉活動計画推進委員
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 関係行政職員
- (5) 公募委員

2 策定作業委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、策定作業委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定作業委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 策定作業を円滑かつ効率的に進めるため、策定作業委員により必要に応じてテーマごとの検討を行う「ワーキンググループ」を設置する。

2 ワーキンググループにワーキンググループ長1名及び副ワーキンググループ長若干名を置き、ワーキンググループ員の互選により選出する。

3 ワーキンググループ長は、ワーキンググループを代表し、会務を掌理する。

4 副ワーキンググループ長は、ワーキンググループ長を補佐し、ワーキンググループ長に事故あるときは、あらかじめワーキンググループ長に指名された副ワーキンググループ長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 策定作業委員の任期は、活動計画の策定をもって終了する。

(会議)

第6条 策定作業委員会の会議は、委員長及び部会長が招集し、議長となる。

2 策定作業委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

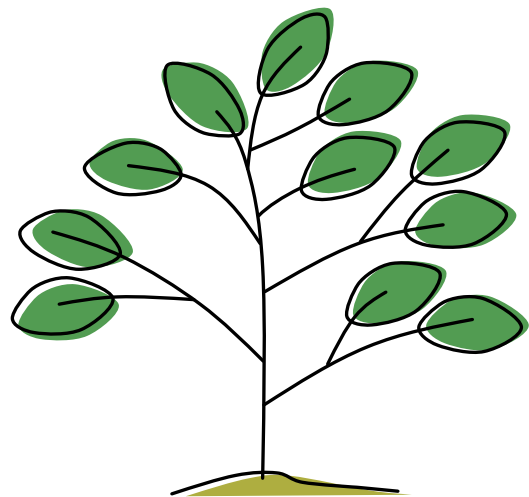
第7条 策定作業委員会の庶務は、区社協事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月24日から施行する。



6 第5次計画 策定作業委員(ワーキンググループ)名簿

令和6年3月31日現在(敬称略・順不同)

所属WG	氏名	所属・役職
—	1 岩垣 穂大 (委員長)	金城学院大学 人間科学部コミュニティ福祉学科 講師
おしごとづくり	2 田代 京美 (副委員長)	守山区ボランティア連絡協議会 会長、ひまわり代表
	3 倉田 佳和	NPO 法人トレジャーシップ 理事
	4 水野 陽介	オハナカフェ365 施設長
	5 中島 砂織	本地丘民生委員児童委員協議会 会長、本地丘学区地域支えあい事業ご近所ボランティアコーディネーター
	6 水鳥 美雪	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根 センター長
	7 堀江 由希子	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根 就労準備支援員
	8 社本 英	白沢作業所 所長
	9 富田 恵介	名古屋市立守山特別支援学校 進路指導主事
	10 板橋 伸幸	守山区保健福祉センター福祉部福祉課高齢福祉係 係長
	11 澤 壽雄	吉根学区区政協力委員長、吉根学区地域支えあい事業ご近所ボランティアコーディネーター
	12 高山 智行	小幡緑地管理事務所 主査
	13 川野 敦子	音読リーダー、名古屋観光検定認定者2023初級
	14 寺田 正子	大森民生委員児童委員協議会 会長
	15 嶋 真紀	名古屋市住宅供給公社管理部管理課 主査
	16 岩田 美那子	NPO法人えこども 代表理事
	17 森田 亜希子	守山区手をつなぐ育成会 会長
	18 中上 普一	ひまわり福祉会 施設長
	19 杉山 美千恵	守山区介護保険事業所 ミドルマネジャー
	20 野々部 智美	守山区東部いきいき支援センター長
	21 伊藤 ゆう子	守山区東部いきいき支援センター見守り支援員
	子どもの活躍場づくり	22 倉地 亮子
23 吉田 恵子		守山子育て隊「ちゅうりっぷ」 代表
24 増井 恵美		なごや子ども応援委員会守山ブロックスクールソーシャルワーカー
25 可知 民		なごや子ども応援委員会守山ブロックスクールソーシャルワーカー
26 中山 多枝子		「みんなのひろば」そよ風 代表
27 榊原 英美加		一般社団法人あそしある IT支援担当、ゆるさぼ 代表
28 すぎた はるな		さくらいろプロジェクト 代表
29 岡 珠理		上志段味主任児童委員
30 吉戸 禎博		守山児童館 館長
つながりづくり	31 大橋 拓幸	二城学区区政協力委員
	32 長谷川 圭亮	志段味スポーツランド、株式会社JPN
	33 湯浅 寿美	森孝西学区香流荘第2町内会長 OG
	34 伊藤 陽子	守山保健センター保健予防課保健感染症係 保健師
	35 小田 貴明	明治安田生命 名古屋東支社名古屋中央営業部長
	36 大石 友美	明治安田生命 名古屋東支社名古屋中央営業部

つながりづくり	37	瀬瀬 佑介	名古屋市緑寿荘 副荘長
	38	新美 隼吾	守山区役所保健福祉センター福祉部福祉課 主査
	39	野澤 正子	公募委員
	40	川口 竜一	守山区基幹相談支援センター 相談支援専門員
	41	小野 保夫	守山区基幹相談支援センター 相談支援専門員
	42	高乗 嘉子	給食サービスボランティア 代表
	43	寺西 美予	福祉教育サポーター
	44	竹内 希代子	守山区社会福祉協議会 包括的相談支援チーム員
	45	中尾 理香	サロン Anne 代表
	46	石田 直美	小幡北民生委員児童委員協議会 会長
	47	黒瀬 順子	公募委員
	48	横地 晴美	二城民生委員児童委員協議会 会長
	49	伊藤 耕輔	守山区役所地域力推進室区政部地域力推進室 係長
	50	木村 雅夫	木村行政書士事務所
	51	龍田 成人	株式会社豊田中央研究所
	52	石田 喜篤	桔梗平二丁目北自治会長
53	浅井 敏明	ぴんころ男会 会長	
54	荒川 巳恵子	金城学院大学コミュニティ福祉学科 実習研究室 職員	
55	山來 初枝	守山区介護保険事業所 介護支援専門員 管理者	
56	水野 翠	守山福祉会館 主事	
MORIYAMA ライ麦プロジェクト	白沢作業所		
	NPO 法人トレジャーシップ		
	オハナカフェ365		
	萌作業所		
	BASIC		
	ペイフォワード守山		
	ハンドクラフトサポーター		

【事務局】

全体	中沢 伸生	守山区社会福祉協議会	事務局長
	兼松 宏紀	守山区社会福祉協議会	事務局次長（地域福祉担当）
おしごとづくり	勝見 ゆり子	守山区社会福祉協議会	事務局次長（相談支援担当）
	山田 理奈	守山区社会福祉協議会	主事
	小川 修司	守山区社会福祉協議会	主事
	浅野 晶子	守山区社会福祉協議会	包括的相談支援スタッフ
子どもの活躍場づくり	森 佐喜子	守山区社会福祉協議会	包括的相談支援スタッフ
	大島 奈都美	守山区社会福祉協議会	主事
	坂田 裕美	守山区社会福祉協議会	生活資金相談員
つながりづくり	吉田 智咲	守山区社会福祉協議会	主事
	西本 直美	守山区社会福祉協議会	地域福祉推進スタッフ



7 用語解説

◆※1 地域福祉活動計画

地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。（全社協「地域福祉活動計画策定指針」平成15年11月より抜粋）

◆※2 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定する（努力義務）地域福祉の推進に関する計画。①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を一体的に定めるとされている。

◆※3 なごやか地域福祉2020（計画期間：令和2～6年度）

名古屋市における地域福祉の推進に向けた取り組みの方向性を示した計画で、第3期名古屋市地域福祉計画と第6次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画を一体的に策定。「人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち、名古屋を目指して」を基本理念に、地域共生社会の実現に向けて、市民、地域に関わる様々な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、地域の誰もが役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活動できる地域社会を目指し、3つの取り組むべき方向性（①つながり支えあう地域をつくる、②一人ひとりの「暮らし」を支える仕組みをつくる、③地域で活動する多様な担い手を育む）と、それを支える連携・協働の仕組みづくりについて示している。

◆※4 地域福祉推進計画

社会福祉協議会が、市域全体の地域福祉推進の方針や方策を定める目的で策定する計画。名古屋市社協では、平成6年度に「名古屋市地域福祉推進計画」を策定して以降、第5次計画（平成27年度から31年度までの5か年計画）からは、地域福祉計画と一体的に策定している。

◆※5 守山区将来ビジョン

名古屋本市が策定した「区のあり方基本方針」に基づき、守山区を取り巻く社会状況の変化をふまえ、めざすべき守山区の将来像を明らかにし、その実現に向けた中長期の取り組みを体系化したもの。名古屋市がめざす都市像の実現のために必要な施策や事業を総合的・体系的にまとめた「名古屋市総合計画」の個別計画に位置付けられる。

計画期間は、第5次守山区地域福祉活動計画と同じ令和6～10年度。

◆※6 地域福祉推進協議会（推進協）

誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる福祉のまちづくりを、地域住民が主体と

なって進めることを目的として、学区ごとに組織されている任意団体であり、地域に実情に応じた地域福祉活動を展開している。令和5年度に上志段味学区推進協が設立され、名古屋市市内すべての学区で組織されている。活動の財源は、主に名古屋市社協からの名古屋市福祉基金による助成金と区社協からの赤い羽根共同募金などによる助成金。全国で社協が組織化を支援しており、市町村によっては、地区社協、学区社協などといった名称となっている。

◆※7 地域福祉

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方であり、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくこと。社会福祉法第4条では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行われなければならないとしている。

◆※8 地域共生社会

国が掲げる福祉のビジョンであり、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいう。平成27年（2015年）に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に盛り込まれた。

◆※9 地域ライン職員

守山区社協の事務局長、事務局次長、主事、地域福祉推進スタッフ、生活資金相談員、生きがい活動支援員をいい、包括的相談支援チームの職員を除く。

◆※10 8050問題

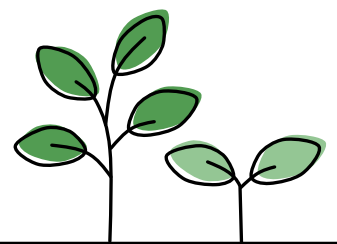
80代の高齢の親と50代の中高年のひきこもりの子どもが同居し、様々な生活問題を抱えている世帯。

◆※11 ダブルケア

親の介護と子育て等に同時に直面すること。

◆※12 地域生活課題

個人とその世帯が抱えている、①福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、②福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立の課題、③福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題。福祉や介護に限らず、保健医療、住まい、就労、教育等を含めた課題として、平成29年（2017年）の改正社会福祉法第4条で定義された。



第5次守山区地域福祉活動計画

発行日／令和6年4月

発行／社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会

〒463-0048 名古屋市守山区小幡南 1-24-10

TEL (052)758-2011 FAX (052)758-2015

E-mail moriyamaVC@nagoya-shakyo.or.jp

<http://moriyama-shakyo.jp>